

令和2年(2020年)4月20日

保護者の皆様

滋賀県立玉川高等学校
校長 梅 本 正 史

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた教職員の在宅勤務等について（お知らせ）

保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、改正新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象地域に本県が追加されたことを受け、県民の生命・健康と財産を守り、県民生活と社会機能を維持していくため、知事からすべての県民に対して外出自粛要請が行われるとともに、県民の行動を1/5に削減することを目指す「滋賀1/5ルール」が提唱されたところであります。

本校においては、これまでも勤務時間の割振変更（時差出勤）等を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、下記により教職員の接触機会の低減に取り組むこととなりました。保護者の皆さまには大変御不便をおかけしますが、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 勤務場所の分散について

同一執務室内での勤務職員数を削減するため、教職員は分散して勤務します。

2 在宅勤務の実施について

改正新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象地域が全都道府県とされたことにより、全ての教職員が在宅勤務の対象職員となりました。それを受け、本校においても在宅勤務を積極的に実施します。多くの教職員が在宅勤務となりますが、必要な人員（学年は3人程度）は勤務のため学校におりますので、何かありましたら、お気軽にご連絡ください。

※ご用件がある方は学年別電話番号または学校代表番号におかけください。

学校代表電話番号：077-565-1581

第1学年：077-565-1585

第2学年：077-565-1582

第3学年：077-565-1583